

相続開始後の税務手続きとタイムスケジュール

相続人の死亡(相続開始)

葬儀の準備・死亡届の提出

死亡届は7日以内に死亡診断書を添付し市区町村長へ提出する

葬式費用の領収書などの整理
(相続財産から控除できる)

3月以内

遺言書の有無の確認
遺言書があれば家庭裁判所で検認を受ける
(封がされた遺言書は勝手に開封してはいけない)

相続財産・負債の概略調査
相続放棄又は限定承認するかを決定する。

相続の放棄又は限定承認

実施の場合は家庭裁判所に申述する。

4月以内

相続人の確認
被相続人・相続人の戸籍謄本(全部事項証明)
を取り寄せる。

所得税の申告と納付

準確定申告: 相続人の死亡日までの
所得を税務署に申告する。

相続財産・債務の調査
相続財産表などのチェックリストを作成する。

10月以内

相続財産の評価
評価の方法は煩雑。わからない点は税務署又は専門家に相談する。

遺産の分割協議と協議書の作成
相続人全員の実印と印鑑証明書の添付が必要。

相続税申告書の作成
納税の方法、延納・物納の検討をする

相続税の申告と納付

被相続人の死亡時の所轄税務署に申告と
ともに納税する。
延納・物納をする人はこのときに申請する。

遺産の名義変更の手続き
不動産の相続登記や預貯金・有価証券の名義書換手続きを行う。

西東京司法書士事務所事務所・高崎行政書士事務所
八王子市横山町25-5 岸ビル 問い合わせ先:042-660-9528